令和6年度個人住民税当初決定の後、修正申告などの税額修正が生じたことで
個人住民税所得割額が減少した場合が該当

例

【令和6年度住民税　当初決定時】	
個人住民税所得割	20,000円
定額減税	20,000円
※個人住民税分のみ	
当初調整給付額	0円

→

【令和6年度住民税　不足額給付時】	
個人住民税所得割	10,000円
定額減税	20,000円
※個人住民税分のみ	
不足額給付時調整給付額	10,000円

差額の1万円を不足額給付として給付
※端数は1万円単位に切上げ

【解説】 令和６年度住民税の当初決定時には個人住民税所得割額が２万円、個人住民税分のみの定額減税可能額が２万円のため、調整給付は０円であったが、当初決定後に税の修正申告を行ったことで、個人住民税所得割が１万円に減少した場合。

本ケースでは、減少後の個人住民税所得割で不足額給付の算定を行うため、個人住民税所得割が１万円、個人住民税分の定額減税可能額が２万円、不足額給付時の調整給付額は１万円となり調整給付０円と不足額給付時調整給付額1万円の差額の1万円が不足額給付として給付されます。